

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- | | |
|--|---------|
| ○ 徴収事務の委託【環境局循環社会推進部業務課】 | 1 2 6 2 |
| ○ 収納事務の委託【環境局環境国際戦略室環境国際戦略課】 | 1 2 6 3 |
| ○ 徴収事務の委託【産業経済局観光部渡船事業所】 | 1 2 6 4 |
| ○ 収納事務の委託【市民文化スポーツ局美術館普及課】 | 1 2 6 5 |
| ○ 徴収事務及び支出事務の委託【保健福祉局保健医療部第 2 夜間・休日急患センター】 | 1 2 6 6 |

◇ 公 告

- | | |
|--------------------------------|---------|
| ○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】 | 1 2 6 7 |
|--------------------------------|---------|

北九州市告示第165号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、し尿処理手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成26年4月9日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州地域環境協同組合連合会	北九州市小倉北区中井二丁目7番3号	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

北九州市告示第166号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、Pollution Countermeasures of the City of Kitakyushu, Japan（英文公害対策史）の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成26年4月9日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	平成26年4月3日から平成27年3月31日まで

北九州市告示第167号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市渡船事業所における若戸航路の使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成26年4月9日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
松山・小倉フェリー 株式会社小倉支店	北九州市小倉北区浅野三丁目10番31号	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

北九州市告示第168号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立美術館及び北九州市立自然史・歴史博物館における観覧料及び物販売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成26年4月9日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
西部ビル管理株式会社	北九州市戸畑区幸町1番19号	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

北九州市告示第169号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立第2夜間・休日急患センターにおける使用料及び手数料の徴収事務及び支出事務を次のとおり委託した。

平成26年4月9日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
有限会社医療事務研究会	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

北九州市公告第252号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成26年4月9日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区下貫三丁目1561番1及び1561番12から1561番20まで	北九州市小倉南区下曾根一丁目2番33号 株式会社サントー食品 代表取締役 山本修也
北九州市小倉南区大字横代1843番4	北九州市小倉南区大字横代1843番地 栗本 豊 栗本 薫
北九州市八幡西区大字本城2831番1から2831番13まで及び2833番1から2833番7まで	北九州市戸畑区元宮町7番16ビ プレマション戸畑204号 有限会社池田商店 代表取締役 池田 稔